

写

舞鶴市特別職報酬等審議会

答 申

令和3年10月15日

本審議会は、市長、副市長及び教育長の給料並びに議会の議員の議員報酬（以下「特別職報酬等」という。）の額について、その職責を踏まえ、他の地方公共団体の特別職報酬等の額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、公平、中立的な立場から、慎重に審議を重ねてきた。

1. 市長の給料

(1) 現状

市長の給料の額については、「舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例」に規定されている。

市長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、102万円から94万9千円に改定された。

平成30年4月から、令和3年3月までの間は、一般職の職員（職務の級が6級以上であるもの）の給料減額措置（3%減額）に準じ、減額措置（3%減額）が行われていた。

(2) 審議内容

京都府知事の給料の額は、平成17年11月24日付けの京都府特別職報酬等審議会の答申に基づき、平成18年4月に、129万2千円に改定され、現在に至っている。

本市と人口が類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市）の市長の給料の平均額は、94万9千円である。

一般職の職員の給料は、国家公務員の給料改定（人事院勧告）に準じた改定が行われており、令和3年度は、平成29年度と比較し、横ばいの状況にある。

市長の給料の額は、その職責を踏まえ、京都府知事の給料改定の状況、人口が類似する京都府内の地方公共団体の市長の給料額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、

総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

2. 副市長の給料

(1) 現状

副市長の給料の額については、「舞鶴市の市長及び副市長の給与に関する条例」に規定されている。

副市長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、84万円から78万1千円に改定された。

平成30年4月から、令和3年3月までの間は、一般職の職員（職務の級が6級以上であるもの）の給料減額措置（3%減額）に準じ、減額措置（3%減額）が行われていた。

(2) 審議内容

京都府内の地方公共団体（京都市を除く14市）における副市長の給料の額は、市長の給料に比し、82.6%の水準となっている。本市では、82.3%の水準にある。

市長の給料の額については、現行額が適当であると結論づけた。

副市長の給料の額は、その職責を踏まえ、市長の給料改定の状況、京都府内の地方公共団体における副市長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

3. 教育長の給料

(1) 現状

教育長の給料の額については、「舞鶴市教育長の給与等に関する条例」に規定されている。

教育長の給料の額は、平成29年10月18日付けの答申に基づき、平成30年4月に、74万円から68万8千円に改定された。

平成30年4月から、令和3年3月までの間は、一般職の職員（職務の級が6級以上であるもの）の給料減額措置（3%減額）に準じ、減額措置（3%減額）が行われていた。

（2）審議内容

京都府内の地方公共団体（京都市を除く14市）における教育長の給料の額は、市長の給料に比し、74.1%の水準となっている。本市では、72.5%の水準にある。平均水準をやや下回っているが、これは、本市の特色（図書館、公民館、生涯学習、社会教育、スポーツ、文化、文化財に関することを、教育長の所管から、市長の所管へ移し、学校教育に特化）によるものと推察される。

市長の給料の額については、現行額が適当であると結論づけた。

教育長の給料の額は、その職責を踏まえ、市長の給料改定の状況、京都府内の地方公共団体における教育長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表のとおり、現行額が適当であるとの結論に達した。

本市の教育長の所掌は、学校教育に特化しているといえども、教育現場の課題は、複雑化・多様化している。額の改定を審議される際には、学校教育の重要性に鑑み、京都府内の地方公共団体における教育長の給料水準（市長の給料額との比較）との均衡についても考慮されたい。

4. 議会の議員の議員報酬

（1）現状

議会の議員の議員報酬の額については、「舞鶴市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」に規定されている。

議会の議員の議員報酬の額は、平成8年4月30日付けの答申に基づき、同年6月に、議員44万円、副議長48万円、議長57万円

に改定された。

平成29年10月18日付けの答申においては、現行額が適当であるとされ、現在に至っている。

(2) 審議内容

京都府議会の議員の議員報酬の額は、平成8年3月1日付けの京都府特別職報酬等審議会の答申に基づき、同月に、議員（議長及び副議長を除く。）は96万円に改定され、現在に至っている。

本市と人口が類似する京都府内の地方公共団体（福知山市、亀岡市、城陽市、長岡京市）の議会の議員の議員報酬の平均額は、議員（議長及び副議長を除く。）は43万6,250円である。

一般職の職員の給料は、国家公務員の給料改定（人事院勧告）に準じた改定が行われており、令和3年度は、平成29年度と比較し、横ばいの状況にある。

議会の議員（議長及び副議長を除く。）の議員報酬の額は、その職責を踏まえ、京都府議会の議員の議員報酬改定の状況、人口が類似する京都府内の地方公共団体の議会の議員の議員報酬額との均衡、一般職の職員の給料改定の状況、社会経済情勢を考慮して、総合的に検討した結果、別表の通り、現行額が適当であるとの結論に達した。

議長及び副議長の議員報酬の額についても、京都府内の地方公共団体の議会における報酬水準（議員の報酬額との比較）との均衡を考慮した結果、別表の通り、現行額が適当であるとの結論に達した。

5. 行政委員等委員及び附属機関等委員の報酬

行政委員会等委員及び附属機関等委員（以下、「行政委員会等委員」という。）の報酬のあり方については、昨年度、両副市長及び全部署の部長級職員で構成する「舞鶴市行政委員等報酬適正化委員会」（以下、「適正化委員会」という。）において、全庁的な視点から、検討が行わ

れた。

これら行政委員会等委員の報酬については、「地方自治法」において、支給方法のあり方が示されており、本市においては、「舞鶴市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」に基づき、「日額」、「月額」、「年額」の報酬が支給されている。

適正化委員会においては、行政委員会等ごとに、職務・職責、委員の勤務態様・勤務量等を把握・検証する中で、現行の支給方法、報酬額水準の妥当性について検討が行われた。

検討結果は、令和2年7月20日付け報告書のとおりである。

支給方法については、地方自治法の趣旨を踏まえ、公平委員会の委員長及び委員の報酬額が、月額制から日額制へ改められることとなった。

委員報酬の額については、本市と規模が類似する京都府内の地方公共団体との均衡等を考慮し、代表監査委員、選挙管理委員会の委員長及び委員、公平委員会の委員長及び委員、投票所の投票管理者等について改定されることとなった。

いずれも、法や判例の趣旨を踏まえ、職責や勤務の負担等を総合的に考慮の上、妥当性が検討されており、検討結果について、異論はない。

ただし、平成8年に改定が行われて以降、令和2年まで、24年間もの長きにわたり、抜本的な見直しが行われていなかったことは遺憾である。今後は、本審議会における審議と同様、数年（4～5年）ごとに、支給方法のあり方、報酬額の水準のあり方が適当であるか、検証・検討されたい。

年額制、月額制による報酬の支給については、地方自治法の趣旨に鑑み、我々市民への十分な説明に努められたい。

別表

特別職報酬等の額の答申

(単位：千円)

	現行額	答申額
市長	949	949
副市長	781	781
教育長	688	688
議長	570	570
副議長	480	480
議員	440	440

舞鶴市特別職報酬等審議会

会 長 川 端 隆 一

会長代理 福 本 清

委 員 伊 庭 節 子

委 員 楠 田 真優子

委 員 小 西 剛

委 員 藤 澤 重 子

委 員 保 田 信 三